自己株式の税務の取り扱い

(作成)H28.10.27

倉重税務会計事務所　三浦

1. 自己株式の基礎
2. 自己株式とは

自社で保有している自社株式のこと。

1. 自己株式の特徴
	1. 議決権がない

株主総会で会社が総会決議に賛成出来てしまうことになり、株主の意向を無視して会社経営を好きなように行うことが出来てしまうことになるため。

* 1. 配当受領する権利なし

自社が自社に配当することが出来ないため。

1. 自己株式の会計と税務
	1. 自己株式の会計
		1. 自己株式の取得及び保有

取得した自己株式は、取得原価をもって純資産の部の株主資本から控除する。

期末に保有する自己株式は、純資産の部の株主資本の末尾に自己株式として一括して控除する形式で表示する。

* + 1. 自己株式の取得、処分及び消却に関する付随費用

付随費用は、損益計算書の営業外費用に計上する。

* + 1. 自己株式の処分

自己株式処分差益は、その他資本剰余金に計上し、自己株式処分差益は、その他資本剰余金から減額する。

* + 1. 自己株式の消却

自己株式を消却した場合には、償却手続きが完了したときに、償却の対象となった自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から減額する。

* + 1. その他資本剰余金の残高が負の値になった場合の取り扱い

会計期間末において、その他資本剰余金の残高がマイナスとなった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金をゼロとし、当該負の値をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額する。

* 1. 自己株式の税務（取得時）

自己株式の有償取得は、資本の払い戻しと考える。有償取得に際して株主に交付される金銭等は、元本の払い戻しの部分と利益の配当部分からなるものとみなす。

交付金銭等の金額が、取得した自己株式に対応する資本金等の額（※）を超える部分の金額はみなし配当。発行法人では、利益積立金を取り崩す。

（※資本金等の額・・・）

* 1. 自己株式の税務（消却時）

自己株式の消却とは、会社が保有する自己株式を消滅させること。

自己株式を消却すると発行済株式数が減少し同時に自己株式の数も減少する。

自己株式の消却は、持ち株割合の判定に影響を及ぼす。

＜自己株式が影響を与える持ち株割合判定＞

* 同族会社の判定の際、自己株式を有する法人を株主から除き、発行済株式数には自己株式の数を含まないものとする
	+ 1. 発行会社の会計処理

消却する自己株式の帳簿価額をその他資本剰余金から減額する。



その他資本剰余金の残高がマイナスとなった場合には、当該負の値をその他利益剰余金（繰越利益剰余金）から減額する。

* 1. 自己株式の税務(処分時)

会社が保有する自己株式を売却すること。ぽいとは、新株発行と同様に株主から資金調達する手段であり、その時に新株を発行するのか、旧株を使うのかの違いのみである。したがって、手続きは、新株発行と同じ内容となる。

* + 1. 発行会社の会計処理

処分する自己株式の帳簿価額と払込金額との差額について、その他資本剰余金を増減させる。



1. 自己株式の法務手続き
	1. 自己株式の取得
		1. 全ての株主に申し込み機会を与えて行う取得

株主総会の普通決議により、取得する株式の数、交付する金銭等の内容及びその総額、株式を取得することができる期間を決議する。

* + 1. 特定の株主からの取得

株主総会の特別決議により、特定の株主だけが会社に対して取得を請求できる。

* + 1. 子会社からの取得
			1. 取締役設置会社の場合

取締役会で、有償取得する株式の数、交付する金銭等の内容及びその総額、株式を取得することができる期間を決議し取得する。

* + - 1. 取締役会非設置会社

株主総会により決議する。

* + 1. 市場取引等による自己株式の取得

株主総会で会社法第165条第1項の事項(株式の数、金銭等の内容･総額、期間)を決議する。

* + 1. 相続人等に対する売渡請求

定款に定めの場合、会社は、売渡請求の都度、株主総会(特別決議)において請求する株式の数、保有する者の氏名又は名称を定めることが必要。一般承継があったことを知った日から1年を経過しないときに請求することが必要。

* 1. 自己株式の消却、処分の手続き
		1. 消却

自己株式を消却するときには、取締役会決議により、消却する自己株式の株を決定する。

* + 1. 処分

自己株式を処分するには、原則的に株主総会の特別決議で決定する。